

議案第三〇號

三朝町立保育所條例制定について

三朝町立保育所條例を次のように定めるものとする

昭和三十三年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和三十年三月十一日議決

三朝町議会 議長

天 野

廉 雅

原案可決



三朝町立保育所条例

(設置)

第一條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号以下「法」と言ふ)第三十五條の規定による保育所を設置する。

(名称及び位置)

第二條 保育所の名称及び位置は次の通りとする。

三朝保育園	三朝町大字山田六〇八番地
三徳保育園	三朝町大字片柴一〇六一番地
賀茂保育園	三朝町大字平泉二五〇番地
竹田保育園	三朝町大字穴鴨二七三番地
大昭保育園	三朝町大字助谷八三六番地
小鹿保育園	三朝町大字東小鹿一五六九番地

(目的)

第三條 保育園は保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける乳児幼児又は法第三十九條第二項に規定する児童を入園させ、児童の保育を全うさせることとする。

2. 前項の目的を達成するため、左の各号の一に該当する者となれば入園を許可するものとする。但し定員に余裕のあるときは自由契約として

一 保育に欠ける児童又は児童を入所せしむべきこととなる児童の保護養育に適さないもの。

二 児童の家庭及び附近の環境が児童の保護育成に適でないもの
三 其の他市長が適当と認めたるもの

(入園手続)

第四條 保育園に入園させようとする保護者は入園申請書(様式第一号第二号)に必要事項を記入して市長に申請して許可を受けなければならぬ。
(退園条件)

第五條 右の各号の一に該当するときは退園させることができる。

一 第三條第二項の各号に該当しなくなつたとき

二 疾病又は療養の疾病にかゝつたとき

三 他の入園者に悪影響を及ぼす虞があるもの。
(卒業)

第六條 保育園に在りて退園を望む市長が之を在免する。

園長 保育 調理士 小使 嘱託医

第七條 園長は入園するとき及び毎年二回以上児童に対して健康診断を実施しなけりばならぬ。

(保育料の徴収)

第八條 市長は法第五十六條に規定する持置費(保育料)を国の定める基準に基づいて徴収する。

(自由契約児童の保育料)

第九條 自由契約により入園する児童の保育料は持置費の全額を徴収する。
(満期)

第十條 保育料は前項の通知書により毎月本までに納付をなければならぬ。

附 則
 一の條例は昭和三十年四月一日からこれを施行する。
 又三朝町保育前條例(昭和二十八年三朝町條例第三六号)及び三朝町立保育園
 育料徴収條例(昭和二十八年三朝町條例第三七号)は廃止する。

様式第一号

児童保育委託申請書

委託	本籍地 現住所 氏名 性別	生年 月 日
児童	居住の家族	申請者の続柄
児童の保 育を委託 する理由		

市の有保育委託申請致します

昭和

年

月

日

住

前

市

長

三朝町長

殿

